

大阪発・新 4S 運動

「Safety」「Satisfy」「Shine」「Smile」
安全 満足 輝く 笑顔

実施要綱

大阪労働局

1 趣 旨

ひとたび労働災害が発生すると、生産のストップや労働力の補填などに追われ、納品が遅れるなど顧客先にも影響を与えかねない。

安全な労働環境は労働者に安心という満足をもたらし、質の良いものを提供出来ることで顧客も満足し、皆が輝く笑顔になれる。

大阪発・新 4 S 運動は、安全で健康に働くため、労働者の理解を得て労使が一体となり、安全の基本である 4 S(5S)整理・整頓・清掃・清潔・(躰)を基盤に、ヒヤリハット事例収集から KY 活動、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムとステップアップさせていく安全文化運動である。

この運動は、令和 5 年度を初年度とする「大阪労働局第 14 次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険性や有害性の洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、良好な労働環境に整え、多様な働き方を理解し合い、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現に取り組むものである。

この運動は、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体、労使等の関係者が連携し、積極的に展開するものである。

2 スローガン

『安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします』

3 期 間

令和 5 年度から 5 か年

4 主唱者

大阪労働局及び管内各労働基準監督署

5 協賛者

公益社団法人 大阪労働基準連合会
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター

建設業労働災害防止協会 大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
一般社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

6 実施事項

本運動は当該期間中、下記の4つの活動を推進する

(1) 安全見える化活動

健康が確保され、安全・安心な職場を実現するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進する。

そのため、主唱者は転倒災害防止の見える化事例の収集を図り、好事例集を作成する。

大阪労働局ホームページに掲載し広報周知する。

(2) 安全 Study 活動

指示された作業を適正に行うだけではなく、自ら考えて行動できる（考動）教育を推進する。

また、高年齢労働者、正社員以外の労働者及び外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育などには危険体感教育等のそれぞれの特性に応じた安全衛生教育の実施を推進する。

そのため、主唱者は安全衛生教育ツールとなる業種別に労働災害防止のポイントや具体的防止策の例を示す動画を作製し大阪労働局 YouTube チャンネルで配信する。

(3) リスク評価推進活動

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場規模やこれまでの取組状況から職場におけるヒヤリハット事例収集や KY 活動を展開。また、職場に潜む危険性又は有害性の洗い出し、特定を行い、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を経て、それに基づく低減措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させていく。さらに、安全衛生年間計画を樹立し、労働安全衛生マネジメ

ントシステムへとステップアップさせていくため、その取組を促進する。

そのため、主唱者は安全衛生活動が活性化するようにリスクアセスメントの取組が低調な事業場に対し、取り組み事例の紹介や参考となる資料を示して指導を行う。

(4) 命綱GO活動(いのち つなごう)

墜落制止用器具(別名「命綱(いのちづな)」とも呼ばれている。)を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われている。

墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、墜落制止用器具の使用を徹底する。

そのため、主唱者は災害防止団体と連携し安全衛生パトロールや建設工事現場への指導時に墜落制止用器具の使用状況を確認、指導を行う。

7 具体的実施事項

(1) 局・署の実施事項

- 「大阪発・新4S運動推進大会」及び「安全衛生表彰式」を開催する。
- 「大阪職場の健康づくりフォーラム」において「大阪発・新4S運動」を啓発する。
- 全国安全週間準備期間中、大阪労働局長、署幹部によるパトロールにおいて「大阪発・新4S運動」を啓発する。
- 災害防止団体等と連携し、4つの活動の周知を図ると共に、大阪発・新4S運動の啓発を図る。
- 業種横断的に転倒災害防止のための「安全の見える化」事例を収集し、見える化事例集を活用し、多くの企業において「安全の見える化活動」を啓発する。
- リスクアセスメントについて、作業内容等に即したマニュアルを活用して具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を着実に向上させる。
- 第三次産業(特に卸売業・小売業及び医療・福祉)に対して、4S(5S)活動の実施、正社員以外の労働者に安全衛生教育を実施するよう啓発する。
- 第三次産業(社会福祉施設)に対して大阪府・大阪市等の各自治体と連携して集団指導等により「大阪発・新4S運動」を啓発する。

- 熱中症対策について、個別指導・パトロール・研修会等において「S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン」とともに「大阪発・新 4 S 運動」を啓発する。
- 墜落・転落災害の防止を図るため「命綱 G O 活動」を周知・啓発する。
- 安全の見える化事例を署の掲示版等に掲載し、「安全見える化活動」を啓発する。
- 高年齢労働者、正社員以外の労働者及び外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育などには危険体感教育等のそれぞれの特性に応じた教育の実施を推進する。

(2) 協賛者の役割

- 協賛者は局・署と連携して、4つの取組事項を中心に「大阪発・新 4 S 運動」の啓発活動を広く展開する。

(3) 事業者・労働者等の具体的な取組事項

(ア) 安全見える化活動

- 「年間安全衛生計画」を作成し、実行することにより「安全衛生活動」を見える化する。
- 事業場・現場・店舗等の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」を見える化する。
- 墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所等を「危険マップ」により見える化する。
- 交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集、交通 K Y T や交通安全情報マップの活用などで「交通労働災害防止活動」を見える化する。
- 各企業・事業場・現場・店舗等におけるトップ自らが安全衛生に対する取組を宣言し、すべての労働者と安全衛生意識を共有する。
 - ・建設業における「現場所長安全宣言」を現場の見やすい場所に掲示
 - ・製造業における「工場長安全宣言」を事業場の見やすい場所に掲示
 - ・小売業や飲食店の各店舗における「店長安全宣言」をバックヤードの見やすい場所に掲示
- 熱中症を防止するため、暑さ指数を活用し、表示を行い危険の度合いを見える化するとともに、熱中症になった時の対応も見える化する。

(イ) 安全 Study 活動

- 作業への安全衛生教育の促進はもとより、各級管理者等に対する

安全衛生教育についても計画的に行う。

- 危険体感教育の実施により、作業者の危険感受性を高める。
- eラーニング教材を活用した教育にも取り組む。
- 建設業における送り出し教育を確実に実施する。
- 正社員以外の労働者に対し作業内容を理解させ、雇入れ時の安全衛生教育やステップアップ段階での安全衛生教育を確実に実施する。
- 高年齢労働者、正社員以外の労働者及び外国人労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育などには危険体感教育等のそれぞれの特性に応じた教育を行う。
- 入職一年未満の経験の浅い者に対する安全作業に対する安全衛生教育を実施する。
- 労働者自らも進んで安全衛生教育を受講し、危険感受性を高め、健康の保持増進に努める。

(ウ) リスク評価推進活動

- 4S(5S)活動を基盤に事業場規模やこれまでの取り組み状況に応じて職場におけるヒヤリハット事例収集やKY活動を展開する。
- 職場に潜む危険性又は有害性の洗い出し、特定を行い、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を経て、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメントを広く定着させていく。
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく「年間安全衛生計画」を樹立する。
- 自主的安全衛生管理活動を活性化し、ステップアップを図る。

(エ) 命綱GO活動

- 建設現場において、墜落制止用器具の確実な使用を徹底するため、墜落制止用器具試行訓練（作業前に墜落制止用器具の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。
- 墜落制止用器具使用の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業者間で相互の使用の確認を徹底する。
- 作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に親綱等墜落制止用器具取付け設備の設置を徹底する。
- 二丁掛け墜落制止用器具を基本に、構造規格に適合するフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。